

各種助成制度について

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証について

「小児慢性特定疾病医療費助成制度」により、治療にかかる医療費の自己負担分の一部が助成される制度があります。この制度は、児童福祉法に基づき、長期にわたる療養が必要な子どもとご家族の経済的負担を軽減することを目的としています。

申請の手続きや詳細については、別添の「新規申請手続きのご案内」またはお住まいを管轄する保健所の窓口にご確認ください。

※「新規申請手続きのご案内」は下記からも閲覧できます。

【医療費助成申請手続きについて（岐阜県HP）】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12141.html>



対象となる方

小児慢性特定疾病と診断され、**厚生労働大臣が定める「疾病の状態の程度」**に該当する**18歳未満**の方が対象です。なお、**18歳到達時点**で医療費助成の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合には、**20歳の誕生日前日**まで助成を受けることができます。

「疾病の状態の程度」とは？

小児慢性特定疾病医療費助成制度では、単に病名だけでなく、その病気の重症度や治療の必要性に応じて助成対象が異なります。

1型糖尿病の場合

以下に該当する場合、助成対象となります。

治療でインスリン、その他の糖尿病治療薬またはIGF-1のうち、いずれかを使用していること

詳しくは・・・

疾患ごとの詳細な基準や診断の手引きは、以下のサイトで確認できます。

【小児慢性特定疾病情報センターHP】

<https://www.shouman.jp/disease/search/group/>



特別児童扶養手当について

20歳未満で、精神または身体に障害のある児童を家庭で監護・養育している父母などに対して支給される制度です。

1型糖尿病の場合、2級に該当することがあります。

* 以下のような要素を総合的に判断して認定されます。

- ・合併症の有無やその程度
- ・血糖コントロールの状態や治療、症状の経過
- ・具体的な日常生活状況
- ・インスリン自己管理の可否

詳しくは、お住まいの市町村の「特別児童扶養手当」担当窓口にご相談ください。